

# 松本地域の空き家相談窓口のお知らせ

## STEP

## 1

## まずは空き家のある市村の窓口へ

空き家バンクや支援制度をご案内します。

松本市	政策課〔政策担当 34-3274〕・都市政策課〔都市計画担当 34-3251〕
塩尻市	企画課〔シティプロモーション係 52-0714〕・生活環境課〔環境対策係 52-0280代〕
安曇野市	環境課〔環境保全担当 71-2491〕
麻績村	振興課〔住宅係 67-3001代〕
生坂村	村づくり推進室〔69-3111代〕
山形村	総務課〔企画振興係 98-3111代〕
朝日村	総務課〔企画財政担当 99-2001代〕
筑北村	企画財政課〔企画係 66-2211代〕

市外局番は 0263 です。

## STEP

## 2

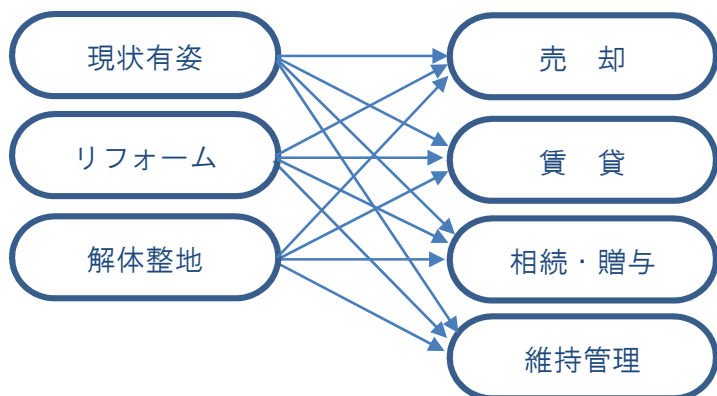
## 住まいのプロによる空き家相談会へ

空き家の修繕や活用、解体等についてアドバイスします。

- 毎月1回、相談会を開催しています。(一部要予約・無料)  
相談会は「長野県空き家対策支援協議会」が主催し、(一社)長野県建築士会が代表して相談をお受けします。  
相談会の日程・場所等は、長野県建築士会ホームページに掲載しています。  
<http://www.nagano-kenchikushikai.org/> (新着情報の「建築相談」をご覧ください。)
- 電話での相談も受け付けています。  
受付時間：午前 9:00～午後 5:00 (土日休日を除く)  
安曇野市以外の方 ⇒ (一社)長野県建築士会松筑支部 0263-48-5177、0263-40-3802  
安曇野市の方 ⇒ (一社)長野県建築士会安曇野支部 0263-40-3286

《空き家相談には、次の団体が連携してアドバイスします。》

(一社)長野県建築士事務所協会松筑支部	0263-35-3302	耐震改修・リフォーム
(一社)長野県建築士事務所協会安曇野支部	0263-40-3286	〃
長野県解体工事業協会 (松本支部で対応)	026-219-2455	解体工事・リサイクル
(一社)長野県宅地建物取引業協会中信支部	0263-36-0354	売買・賃借・管理・
(公社)全日本不動産協会長野県本部	0263-48-0939	インスペクション
長野県司法書士会	026-232-7492	権利登記・相続・後見人
長野県土地家屋調査士会 (松本支部で対応)	026-232-4566	不動産登記・境界



空き家を放置すると様々な問題が生じ、ご近所にも大きな影響を与えます。

平成26年11月「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、空き家の所有者等の責務などが規定されました。

左図のように空き家の管理には様々なパターンが考えられます。

どのようにしたらとお悩みの際は、お気軽にご相談ください。